



丁抹國人丁抹有限責任大北電信會社取
締役^{ピーター・ミツケル}セン外一名敍勲ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

明治四十三年十二月九日

内閣總理大臣侯爵桂太郎



内

閣

十二月九日
仰可

海

賞勳局



明治四十三年十二月八日

内閣總理大臣

賞勳局總裁



外務大臣上奏丁抹國人丁抹有限責任大北電信會社取締役ピーター、ミツケルセン外一名叙勲之儀調査スルニ右ミツケルセンハ丁抹國コーペンヘーゲン市丁抹有限責任大北電信會社東洋部專務取締役ニシテ帝國トハ國際電信業務上多大ノ關係ヲ有シ多年貢獻スル所少ナカラス殊ニ今回帝國カ韓國ヲ併有シタル結果同社ニ屬スル對馬釜山間海底線ヲ買収シ帝國電政統一ヲ圖ラントスルニ當リ我提議ニ賛同シ其目的ヲ達スルコトヲ容易ナラシメタルハ同人ノ與テ大ニカナル所ニシテ亦バーンソンハ同社ノ支那及日本總支配人ニシテ多年清國上海ニ在勤シ帝國トハ密接ノ關係アル國際電信業務ニ從事シ常ニ我利益ノ為ノ好意ヲ表シ居ルニナラス今回對馬釜山間同社所有ノ海底電信線ヲ買収セントスルニ際シ本社ノ命ヲ受ケ帝國ノ渡來ニ親シク我當局者ト折衝シ且ツ彼

内閣

國ノ渡來ニ親シク我當局者ト折衝シ且ツ彼

我ノ間ニ立テ克ク意見ノ調和ニ盡ク瘁シ我目
的ヲ違スルニ至ラシメ斯業上裨益スル所鮮少
ナラス孰シモ其功勞顯著ナリトス因テ右功勞
ヲ御表彰被遊外務大臣上奏頭書之通
夫々叙勲被仰出可然哉此段允裁ヲ仰ク

内閣

丁抹國コーペンハーゲン市

丁抹有限責任大北電信會社取締役

勲三等瑞寶章 丁抹國人 ピーター、ミツケルセン

清國上海

丁抹有限責任大北電信會社支那及日本總支配人

勲三等瑞寶章 丁抹國人 ジャスパー、ジャスパール、バーンソン

右ミツケルセンハ丁抹國コーペンハーゲン市丁抹有限責任大北電信會社東洋部專務取締役ニシテ帝國トハ國際電信業務上多大ノ關係ヲ有シ多年

外務省

貢獻スル所少ナカラス殊ニ今回帝國カ韓國ヲ併有シタル結果同社ニ屬スル對馬釜山間ノ海底線ヲ買收シ帝國電政ノ統一ヲ圖ラントスルニ方リ我提議ニ賛同シ其ノ目的ヲ達スルコトヲ容易ナラシメタルハ同人ノ與テ大ニ力アル所ニ有之亦バーンソンハ同社ノ支那及日本總支配人ニシテ多年清國上海ニ在勤シ帝國トハ最モ密接ノ關係アル國際電信業務ニ從事シ常ニ我利益ノ爲メ好意ヲ表シ居ルノミナラス今回對馬釜山間ニ於ケル同社所

有、海底電信線ヲ買収セントスルニ際シ本社ノ
命ヲ受ケ帝國へ渡來シ親シク我當局者ト
折衝シ且ツ彼我ノ間ニ立チテ克ク意見ノ
調和ニ盡瘁シ我目的ヲ達スルニ至ラシメ斯
業上裨益スル所鮮少ナラス孰レモ其ノ功勞
顯著ナルヲ以テ右功績ヲ御表彰被遊頭書、
通叙勲被 仰出度旨通信大臣男爵後藤
新平ヨリ申立有之候間該勲章被下賜
候様仕度此段謹テ奏ス

明治四十三年十二月六日

外務省

外務大臣伯爵小村壽太郎



送第 三三五號

丁抹有限責任大北電信會社取締役丁抹國人
ピーター、ミツケルセン⁷ 外一名叙勲、儀別紙、通
上奏致候間可然御取計相成度此段申進候
也

明治四十三年十二月六日

外務大臣伯爵小村壽太郎



内閣總理大臣侯爵桂 太郎殿

外務省

明治四十三年十二月七日接至